

新潟市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図るため、株式会社日本政策金融公庫資金を借入れ、新潟県があらかじめ承認した農業者に利子助成金の交付を行うことに関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子助成金の交付)

第2条 市長は、株式会社日本政策金融公庫資金の借入者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができるものとする。

2 前項の利子助成金を交付する場合、新潟県から新潟県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱第2の規定に基づく利子助成補助金を受けることができる。

(利子助成の対象者)

第3条 この要綱による助成を受けることができる農業者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を市長から受けた農業者であること。
- (2) 第5条第1項に定める利子助成を受ける者については、新潟県が利子助成を承認した農業者であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(利子助成の対象資金)

第4条 第2条の規定による利子助成の交付を受けることのできる資金は、平成24年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金（農業経営改善関係資金基本要綱第2の2の①に定める資金。以下「資金」という。）とする。

(利子助成率及び利子助成の交付対象期間)

第5条 利子助成率は、農業経営基盤強化資金〔農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(7)の資金を除き、かつ該当貸付決定に係る貸付額が500万円を超えるものに限る。〕のうち、個人にあっては1億円以下、法人にあっては3億円以下の部分であって、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。）に定めるところにより、財団法人農林水産長期金融協会（昭和39年9月15日財団法人高風会という名称で設立された法人。以下、「長期金融協会」という。）による利子助成を受けるものについては、資金の貸付利率と新潟県が市に通知する選定団体による利子助成率、県利子助成率の和との差により算出した率とする。

2 前項における長期金融協会による利子助成を受けないものについては、末端負担金利が0.5%以上の場合は、末端負担金利の3分の1を利子助成する。ただし、これにより

算出した金利が0.5%未満の場合にあっては、そのこえる部分については、利子助成をしない。

3 利子助成の交付対象期間は、貸付当初5年間を上限とし、各年度の交付対象期間については次のとおりとする。

(1) 初年度については、貸付実行日から当該年の12月31日までの間に設定された利息償還に係る払込期間（以下「約定償還日」という。）までとする。ただし、初年度の交付対象期間内に約定償還日が設定されなかった場合は、貸付実行日から次年度の12月31日までの間に設定された約定償還日とする。

(2) 次年度以降については、前年度の12月31日までの間に設定された約定償還日の翌日から当年度の12月31日までの間に設定された約定償還日とする。

（利子助成の承認申請）

第6条 資金を借入れた農業者は、新潟市農業経営基盤強化資金利子助成承認申請書（別記第1号様式）に借用証書の写し及び委任状（別記第2号様式）を添えて、貸付実行日までに融資機関に提出するものとする。なお、新潟県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）扱い以外の農業者にあっては、新潟市農業経営基盤強化資金利子助成承認申請書（別記第1号様式）に借用証書の写しを添えて、貸付実行日までに市長に提出するものとする。

2 融資機関は、資金を借入れた農業者からの申請書を取りまとめのうえ、新潟市農業経営基盤強化資金利子助成総括承認申請書（別記第3号様式）を作成し、前項に定める書類を添付し、農業経営基盤強化資金の貸付実行日が1月から6月に係るものは貸付年の7月10日まで、7月から12月に係るものは貸付年の翌年の1月10日までに市長に提出するものとする。

（利子助成の承認）

第7条 市長は、前条の承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めた場合は、新潟市農業経営基盤強化資金利子助成承認通知書（別記第4号様式）を農業経営基盤強化資金の貸付実行日が1月から6月に係るものは貸付年の8月末まで、7月から12月に係るものは貸付年の翌年の2月末までに、融資機関及び県信連扱い以外の資金を借入れた農業者に交付するものとする。

（利子助成の変更承認申請）

第8条 融資機関の長及び県信連扱い以外の資金を借入れた農業者は、第7条の規定により市長から承認を受けた農業経営基盤強化資金利子助成承認申請書の内容を変更しようとする場合は、融資機関による借受者の貸付条件変更前に、農業経営基盤強化資金利子助成変更承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

（利子助成の変更承認）

第9条 市長は第8条の農業経営基盤強化資金利子助成変更承認申請書を受理したときは内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかに農業経営基盤強化資金利子助成変更承認通知書（別記第6号様式）を融資機関の長及び県信連扱い以外の資金を借入れた農業者に交付するものとする。

（利子助成金の交付申請及び実績報告）

第10条 融資機関及び県信連扱い以外の資金を借入れた農業者は、利子助成金の交付を受けようとする場合は、新潟市農業経営基盤強化資金利子助成金交付申請書兼実績報告書（別記第7号様式）に農業経営基盤強化資金利子助成金交付申請明細書（別記第8号様式）、市税の納税証明書、暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記第10号様式）を添付して、毎年1月10日までに市長に提出するものとする。

（利子助成金の交付決定及び額の確定）

第11条 市長は、利子助成金の交付決定及び額の確定をしたときは、当該融資機関及び県信連扱い以外の資金を借入れた農業者に新潟市農業経営基盤強化資金利子助成金交付決定書兼確定通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

（適正な執行のための措置）

第12条 融資機関は、農業経営基盤強化資金の貸付事務及び対象事業に係る経理が適正に行われるよう、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 農業経営基盤強化資金は、農業者が当該融資機関等に設ける預金口座に、他の貸付金と明確に区分して振り込むこと。
- (2) 前項の預金口座からの預金の払出しに当たっては、その払出しが、対象事業に係るものであるか否かを確認するように努めること。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、利子助成金の交付に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、平成8年4月1日以降に貸付を受けた農業経営基盤強化資金について適用する。

附 則

この要綱は平成14年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、既に旧要綱の規定によって利子助成の決定を受けた資金についてはなお従前の例による。

附 則

この要綱は平成20年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、既に旧要綱の規定によって利子助成の決定を受けた資金についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月18日から施行し、平成24年4月6日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月20日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月22日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別記第 1 号様式

新潟市農業経営基盤強化資金利子助成承認申請書

年 月 日

新潟市長 様

住所
申請者
氏名

下記の農業経営基盤強化資金の借入について利子助成を受けたいので、新潟市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき申請します。

農業経営基盤強化資金		借入額	実 行 日	貸付利率	利 子 助成率	償還期限	据置期限	償還方法	利子助成期間	備考
貸付決定日	貸付決定番号									
		千円	年 月 日	年 % ()	年 % ()	年 月 日	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	

※ 貸付利率の () は財団法人農林水産長期金融協会からの助成後の金利を記入する。

※ 備考欄には希望する利子助成金の入金口座を記入する。

別記第 2 号様式

委任状

年 月 日

様

住所

委任者

氏名

私は、農業経営基盤強化資金の借入に係る利子助成についての利子助成承認申請、
利子助成金交付申請及び受領に関する権限を貴殿に委任いたします。

別記第 3 号様式

新潟市農業経営基盤強化資金利子助成総括承認申請書

(年度)

年 月 日

新潟市長

様

住所

申請者

氏名

下記の農業経営基盤強化資金の融資に係る利子助成を受けたいので、新潟市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき申請します。

記

貸付決定番号	借入者名	借入金額	備考
		千円	
計	件		

別記第4号様式

新潟市農業経営基盤強化資金利子助成承認通知書

番
年 月 日

様

新潟市長 印

平成 年 月 日付で申請のあった利子助成について、下記のとおり承認したので、新潟市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

農業経営基盤強化資金		借入額	実 行 日	貸付利率	利 子 助成率	償還期限	据置期限	償還方法	利子助成期間	備考
貸付決定日	貸付決定番号									
		千円	年 月 日	年 % ()	年 % ()	年 月 日	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	

※ 貸付利率の()は財団法人農林水産長期金融協会からの助成金の金利を記入する。

別記第5号様式

新潟市農業経営基盤強化資金利子助成変更承認申請書

年 月 日

新潟市長 様

住所
申請者
氏名

年 月 日付け第 号で承認を受けた農業経営基盤強化資金利子助成承認通知書の内容について次のとおり変更し、引き続き利子助成を受けたいので、新潟市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第8条の規定により申請します。

	農業経営基盤強化資金		借入額	実 行 日	貸付利率	利 子 助成率	償還期限	据置期限	償還方法	利子助成期間	備考
	貸付決定日	貸付決定番号									
変 更 前			千円	年 月 日	年 % ()	年 % ()	年 月 日	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	
変 更 後											

※ 貸付利率の () は財団法人農林水産長期金融協会からの助成金の金利を記入する。

※ 備考欄には希望する利子助成金の入金口座を記入する。

別記第6号様式

新潟市農業経営基盤強化資金利子助成変更承認通知書

番
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付で申請のあった利子助成変更承認について、申請のとおり承認したので、新潟市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

	農業経営基盤強化資金		借入額	実 行 日	貸付利率	利 子 助成率	償還期限	据置期限	償還方法	利子助成期間	備考
	貸付決定日	貸付決定番号									
変 更 前			貸付決定番号	年 月 日	年 % ()	年 % ()	年 月 日	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	
変 更 後											

※ 貸付利率の（ ）は財団法人農林水産長期金融協会からの助成金の金利を記入する。

別記第 7 号様式

新潟市農業経営基盤強化資金利子助成金交付申請書兼実績報告書
(年度)

番 号
年 月 日

新潟市長 様

新潟市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり利子助成金の交付を申請し、あわせて実績を報告します。

記

1 利子助成金 金 円

2 事業の目的

農業経営基盤強化促進法に基づいて農業経営改善計画の認定を受けた農業者に、農業経営基盤強化資金の貸付を行うことにより、農業経営改善計画の達成を図る。

3 事業の内容

別紙農業経営基盤強化資金利子助成金交付申請明細書のとおり

4 添付書類

- ・市税の納税証明書
- ・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記第 10 号様式）

別記第8号様式

農業経営基盤強化資金利子助成申請明細書
(一般・上乘せ)

借入 年度	借入者名	借入金額	償還内容					市利子 助成率 (E)	利子補給請求額 (D)×(E)/(B)	備考
			残高(A)	利率(B)	利息償還期間	日数(C)	償還利息(D)			
		千円			年 月 日から 年 月 日まで	日間	円			
					年 月 日から 年 月 日まで					
					年 月 日から 年 月 日まで					
					年 月 日から 年 月 日まで					
					年 月 日から 年 月 日まで					
合 計										

注1 利率(B)については、日本政策金融公庫の貸付金利から、財団法人農林水産長期金融協会の利子助成率を引いた利率を記入する。

2 繰上償還があった場合には、備考欄にその償還年月日及び金額を記入する。

3 利子助成額の算出にあたっては、1円未満は切り捨てる。

別記第 9 号様式

新潟市農業経営基盤強化資金利子助成金交付決定書兼確定通知書
(年度)

番 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付で交付申請及び実績報告のあった農業経営基盤強化資金の利子助成について、下記のとおり交付決定し、額を確定したので、新潟市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第 11 条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定額及び確定額

金 _____ 円

2 交付の条件

交付の対象となる資金については、新潟市農業経営基盤強化資金利子助成金交付申請書兼実績報告書のとおりとする。

別記第10号様式

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱の規定に基づく申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

(ふりがな)
氏 名

生年月日（昭和・平成・令和） 年 月 日

＊ 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

名簿（役員等一覧表）

【記載方法】

- ①記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ②法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③生年月日の記載について、S～昭和、H～平成、R～令和として、元号に丸をつけてください。
- ④性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	性別	住 所
【記載例】 代表取締役社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	S11年11月11日 H R	男 ・ 女	新潟市中央区〇〇1丁目1番1号
			S 年 月 日 H R	男 ・ 女	
			S 年 月 日 H R	男 ・ 女	
			S 年 月 日 H R	男 ・ 女	
			S 年 月 日 H R	男 ・ 女	
			S 年 月 日 H R	男 ・ 女	
			S 年 月 日 H R	男 ・ 女	
			S 年 月 日 H R	男 ・ 女	

＊上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、適正に管理いたします。

＊ 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。